

神戸市ホームレス自立支援実施方針（概要版）

神戸市ホームレス自立支援実施方針の策定について

この方針は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々に対し、地域において健康で文化的な生活を送るための自立支援に取り組むとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図ることを目的とします。

方針の策定にあたっては、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月）及び兵庫県の「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」（平成27年3月）に即した内容とし、方針の適用期間は令和2年度からの5年間としています。

神戸市におけるホームレスの現状と課題

神戸市では、平成9年よりホームレス一斉調査を実施してきており、直近の平成31年1月の調査で確認された市内のホームレスは49名で、ピーク時（平成12年）から比べると300人以上減少しました。

平成28年11月の生活実態調査では、市内のホームレスを対象に聞き取りを行いました。対象者の平均年齢は64.5歳、路上生活期間が「5年以上」と回答される方が全体の9割を占めていました。

この調査結果や日々の巡回相談における実態把握から、本市における今後の課題として、

- ①高齢化に対応した支援
 - ②路上（野宿）生活からの早期脱却及び再路上（野宿）化防止のための支援
- が挙げられます。

①に関しては、医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援などの実施が必要であり、②に関しては、更生援護相談所及びホームレス巡回相談員による巡回相談の実施と定着支援のために個々の状況に応じたアフターケアに配慮する等の取り組みを実施する必要があると考えています。

取組方針

1 総合的な相談・支援体制の確保

（1） 支援体制の確保

- ホームレス施策の推進を市全体の課題として捉え、定期的に関係部局が集まったの庁内連絡会議を開催し、課題の共有を行う等、庁内連携を図る。
- 暮らし支援窓口を中心に各相談窓口において、ホームレス当事者及び通報者等からの相談に丁寧かつ適切に対応する。
- 女性ホームレス、性的少数者など、相談者の特性に応じた支援を行う。
- 関係機関や民間団体との連携を図り、相談・支援体制を継続する。

(2) 実態把握

- ホームレス調査や巡回相談を継続的に実施し、把握済みのホームレスに対する働きかけ及び新たなホームレスの把握に努める。

(3) 生活保護の適用

- 居宅、病院及び施設等での生活に移行する際には、生活保護の適用とあわせてホームレスの抱える問題や取り巻く状況に留意し、個々の状況に応じて適切な支援を行う。

2 自立に向けた支援

(1) 住居確保

- 居宅生活が可能であると認められる場合は、住居確保を支援する。
- 心身の状態や生活歴等から居宅生活が困難で、施設での共同生活が可能と認められた場合は、生活保護法に定める各種保護施設や養護老人ホーム等への入所を支援する。
- 居宅生活移行後も、再路上化の防止や安定した生活の維持を目的とし、アフターフォローに努める。

(2) 医療提供

- 更生援護相談所嘱託医や無料低額診療施設について周知する。また、医療職等が巡回相談に同行し、医療が必要と認められるホームレスに対する健康相談を実施するとともに、医療機関での継続的な受診を勧奨する。
- 結核検診を実施し、結核に罹患している人の早期発見に努め、罹患している人に対しては、DOTSを実施し、包括的支援を行う。
- 無料低額診療事業を行う施設の活用を配慮する。

(3) 就労支援

- 就労支援員や区役所に設置されたハローワークとの一体的事業（ワークサポート）の活用により、早期に就労できるよう支援する。

3 ホームレスになるおそれのある者の対する支援

(1) 離職者等に対する支援

- 生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法による援助、生活保護の適用等必要な援助を行う。

(2) 刑事施設出所者に対する支援

- 関係機関（検察庁、保護観察所、更生施設等）と連携し、安定した社会生活の継続を図る。

4 ホームレスに対する理解の推進

(1) 人権擁護

- 社会のホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、ホームレスに対する人権意識の向上を図るとともに、ホームレスに関する嫌がらせ等の事案を認知した場合には、当該事案に即した適切な解決策を講じる。

(2) キャリア教育

- 児童・生徒の各発達段階に応じたキャリア教育を行う。